

仕様書

文化市民局市民スポーツ振興室
(担当 三浦、高木 電話 222-3135)

1 委託件名

横大路運動公園整備工事に伴う廃掃法事前調査業務委託

2 履行期間

契約の日の翌日から令和9年3月31日まで

3 履行場所（対象）

京都市横大路運動公園

京都市伏見区横大路下ノ坪1番地

4 整備予定地の概要

(1) 用途

運動公園

(最終処分場跡地のため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）の指定区域)

(2) 面積

約163,000㎡

5 委託業務の概要・目的

横大路運動公園（下ノ坪埋立処分地）は、昭和44年から昭和50年まで、廃棄物埋立処分地として活用され、その後、造成を行い昭和57年に硬式野球グラウンドなどを有する運動公園として開設、昭和62年には南第1清掃工場の余熱利用施設として体育館を新設し、以後、多くの利用者に御利用いただいている。

このような中、府内の広域的なスポーツ施設の充実を図るため、府市協調で進めるスポーツ施設整備の一つとして、平成25年度より「横大路運動公園整備実施計画（案）」を策定し取組を進めている。本業務は、最終処分場跡地での整備工事となることを踏まえ、廃掃法の手続きにおいて必要となる整備事業前の現状把握のための廃掃法事前調査を実施し、今後の整備工事に向けての取りまとめを行うものである。

6 業務内容

(1) 沈下量調査

沈下量調査は、将来の施設整備設計における基礎情報として、現状の沈下状況を把握することを目的とする。過年度の沈下観測結果に対する継続的な観測を行う。

調査手法、調査地点及び測定頻度については過年度観測内容を踏まえた方法を基本とし、発注者に確認のうえ決定する。

調査頻度は、最低1回とし、過年度調査地点が測定不能の場合は、受注者にて継続的な観測に適した地点を提案し、追加の測定も実施する。また、沈下量が大きく施設利用に支障がある

場合は、直ちに発注者に連絡し、追加の調査について提案すること。

地 点 数：15 地点

調査方法： 地盤沈下測量における測量の作業内容は、①測点の設置状況の確認、②現況地表面の標高の確認と仮ベンチマークの確認とする。

基準点は、公園北側入り口付近の敷地外、府道京都守口線(京都市伏見区横大路一本木地先)、体育館旧仮ベンチマークとする。各測量地点の標高の確認を行う。測定はレベルと標尺を用いて基準点(不動点)との相対的な変位を測定する。

(2) 地中ガス調査

調査項目は、以下のとおりとする。観測孔を利用して、廃棄物層内のガスを分析する。分析項目は、可燃性ガス(メタンガス)、酸素、二酸化炭素、硫化水素の4項目とし、屋外(事業地周辺 8 地点)については、ガス放出状況(速度、流量、温度)及び気象状況(風向、風速、気温)も併せて測定する。また、ボーリング孔 4 地点については、着火試験による炎の高さも併せて測定する。

調査手法、調査地点及び測定頻度については過年度観測内容を踏まえた方法を基本とし、発注者に確認のうえ決定する。

地 点 数：23 地点

- ・事業地周辺 8 地点
放出孔 4 地点・ボーリング孔 4 地点
(放出孔 No 1～No 4、M1 2、No. 5、No. 6、H2 9-Bor 3)
- ・体育館 15 地点
体育館(室内 5 地点・床下 10 地点)

7 成果品

(1) 納入する成果品

成果物については、次のとおり提出すること。

成果物名称		提出 部数
報告書	業務概要、調査内容、調査方法、調査結果についてまとめる	2
杭高平均計算簿・成果表	水準測量計量結果について記載	2
ガス測定分析結果報告書	ガスの測定分析結果について記載	2
写真台帳		2

※ 成果物一式は、A4版のファイルに綴じたうえで、表紙と背表紙に調査年度及び委託件

名を明記すること。また、成果物一式について、電子媒体(CD-R)を1部提出すること。

(2) 留意事項

- ① 報告書のサイズはA4版とし、図面サイズはA3版又はA4版とする。なお、製本の仕様等については、特段の定めがある場合を除き、打合せのうえ取りまとめるものとする。
- ② その他、関係官庁との事前協議及び届出手続等の資料作成等に協力すること。

8 業務体制

- (1) 受託者は、受託業務全般の遂行を総括する管理技術者と、調査毎に、主となる担当技術者を定める。それぞれの技術者の必要となる資格は次のとおり。
 - ① 管理技術者
技術士法施行規則に規定する技術部門のうち、「環境部門」の選択科目において「環境保全計画」の技術士資格
 - ② 担当技術者（次の(ア)又は(イ)の資格を有すること。）
 - (ア) 経済産業省令で定める計量士のうち、「環境計量士（濃度関係）」の資格
 - (イ) 労働安全衛生法に規定する「作業環境測定士（1種）」の資格
- (2) 管理技術者は、常に業務全体を把握するとともに、担当技術者等の業務従事者を指揮監督し、業務の円滑な進捗よくに努める。
- (3) 本業務において管理技術者と担当技術者を、それぞれ兼ねることはできない。
- (4) 管理技術者は、本業務の遂行に必要な知識と経験を豊富に有する者とする。
- (5) 受託者は管理技術者及び担当技術者を変更せざるを得ない特別な事情が生じた場合には、速やかに本市に届出を行い、変更について事前に本市の承認を受けなければならない。変更後の技術者は、原則、変更前の技術者と同等の資格等を有するものとする。
- (6) 受託者は、特別な事情により技術者を変更せざるを得ない場合においても、本業務の遂行に必要なノウハウを確実に継承し、業務の遂行に支障の無いよう万全の態勢を整えること。

9 その他（業務進行及び管理等）

- (1) 受託者は、業務の着手に先立ち、本市と協議・調整のうえ、次の書類を提出する。
 - ① 業務工程表 2部
 - ② 本業務の担当者名簿 2部
(氏名、保有資格、実務経験年数実績等の経歴がわかるもの)
 - ③ 調査計画書 2部
(調査の目的、場所、期間、実施機関、項目及び数量、方法等について記載すること)
- (2) 業務の実施に当たっては、逐次、本市と協議を行い、本市の指示により、業務を進める。
なお、受託者は本市や関係機関等と協議を行った場合は、速やかに協議録を作成し、内容をメールにて本市に確認のうえ、本市・受託者共に押印する。各協議で使用する資料も併せて綴ること。
- (3) 調査業務においては、過年度調査との比較のため、下記の時期に調査を実施する。なお、現地調査日については、施設利用に支障が無いよう配慮し、本市の指示に従って日程調整す

る。

① 地盤沈下 : 11月

② 地中ガス調査 : 冬季(12月～2月)

- (4) 受託者は、本業務に係る調査の成果について、本市が別に定める日までに資料提出を行うこと。
- (5) 受託者(本業務に従事した全ての者を含む。)は、本業務委託を通して知り得た情報を、第三者へ漏えいしてはならない。また、本業務委託契約が完了した後についても、同様とする。
- (6) 成果品に係る著作権は、本市に帰属することとし、受託者はこれを公開してはならない。ただし、事前に本市の書面による同意を得た場合は、この限りでない。
- (7) 受託者は、成果品を複写し、若しくは複製し、又は第三者に提供してはならない。ただし、事前に本市の書面による同意を得た場合は、この限りでない。

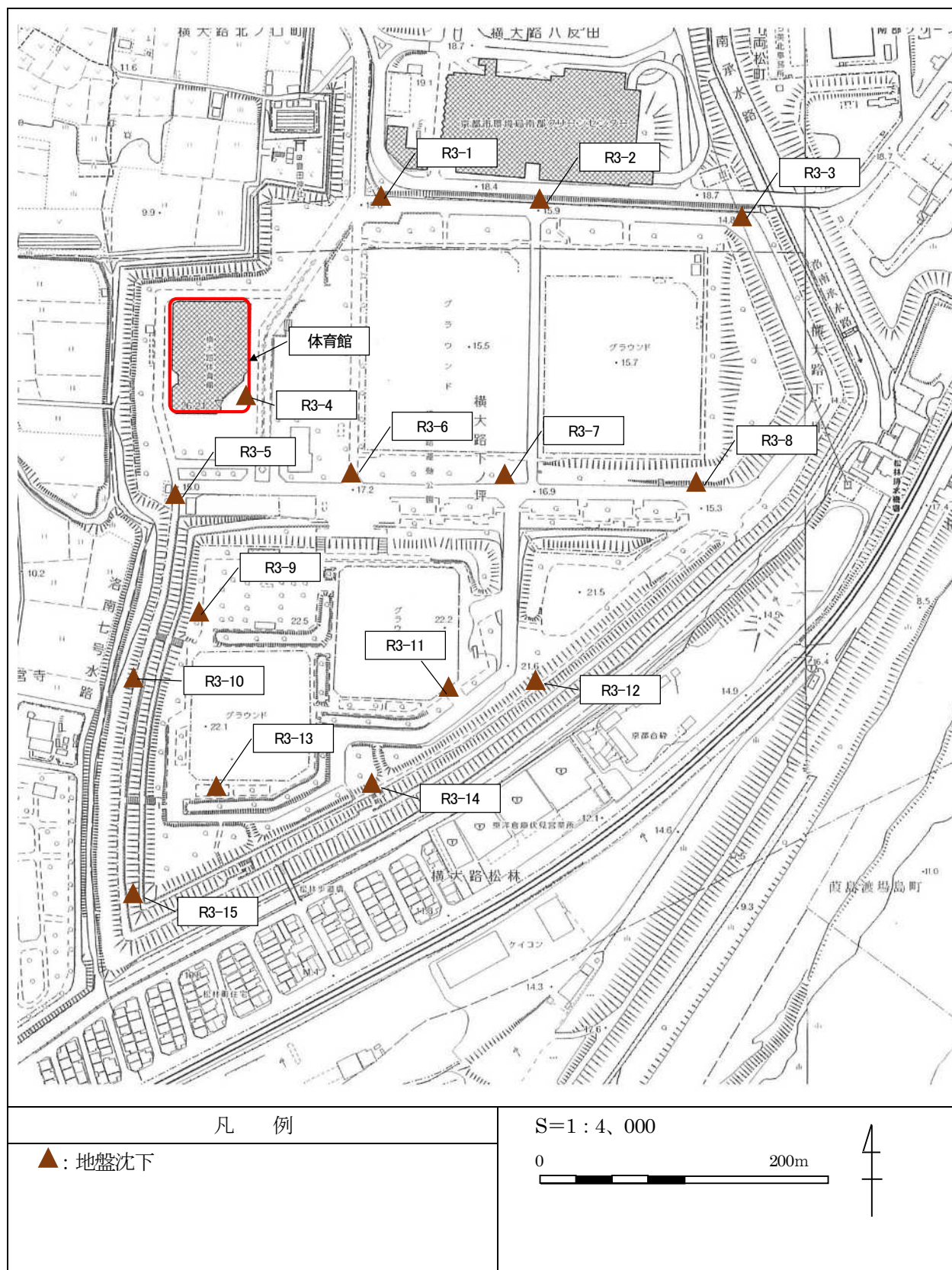


図1. 地盤沈下調査地点位置図

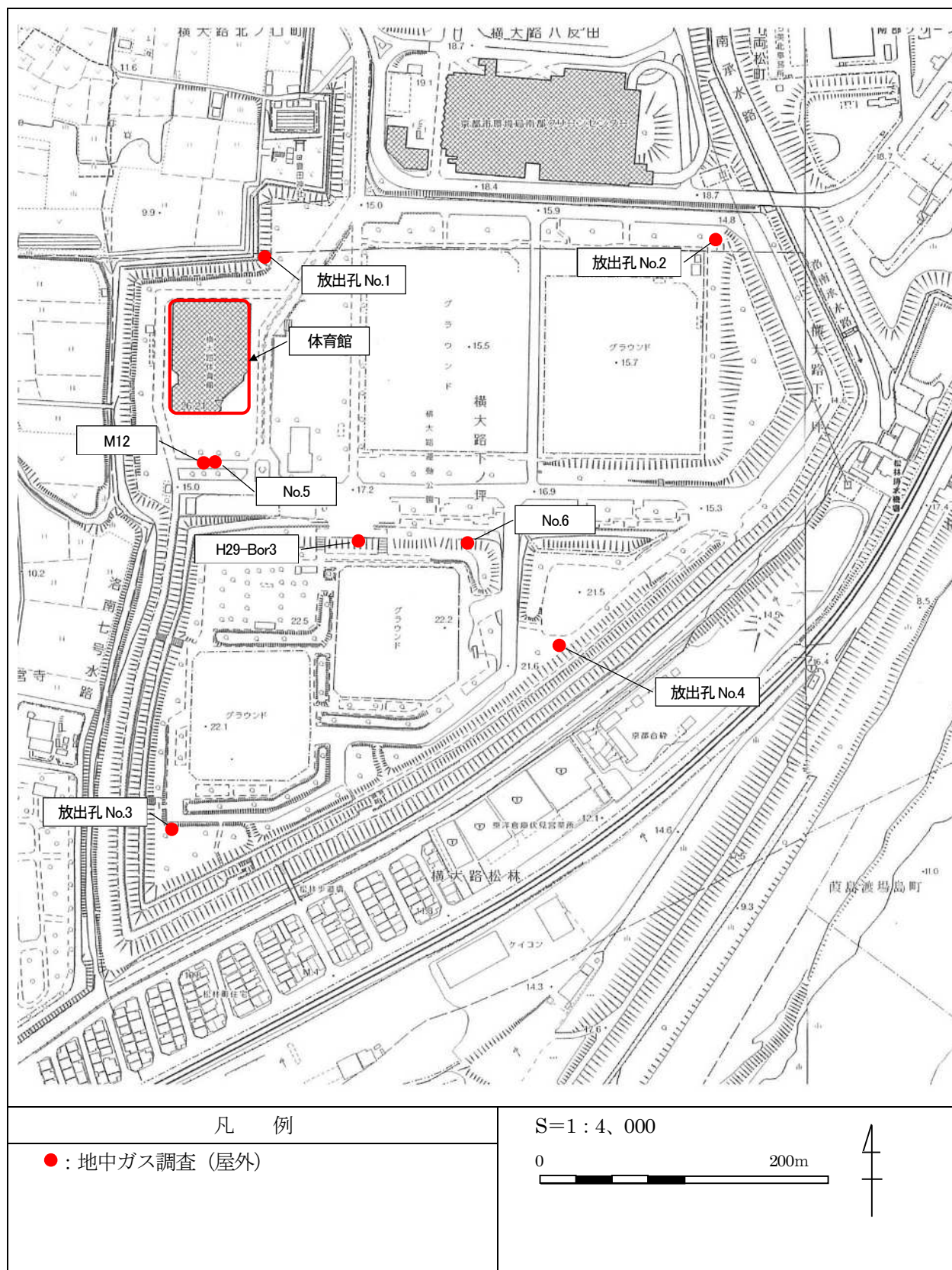


図2-1. 地中ガス調査（屋外：公園内）地点位置図

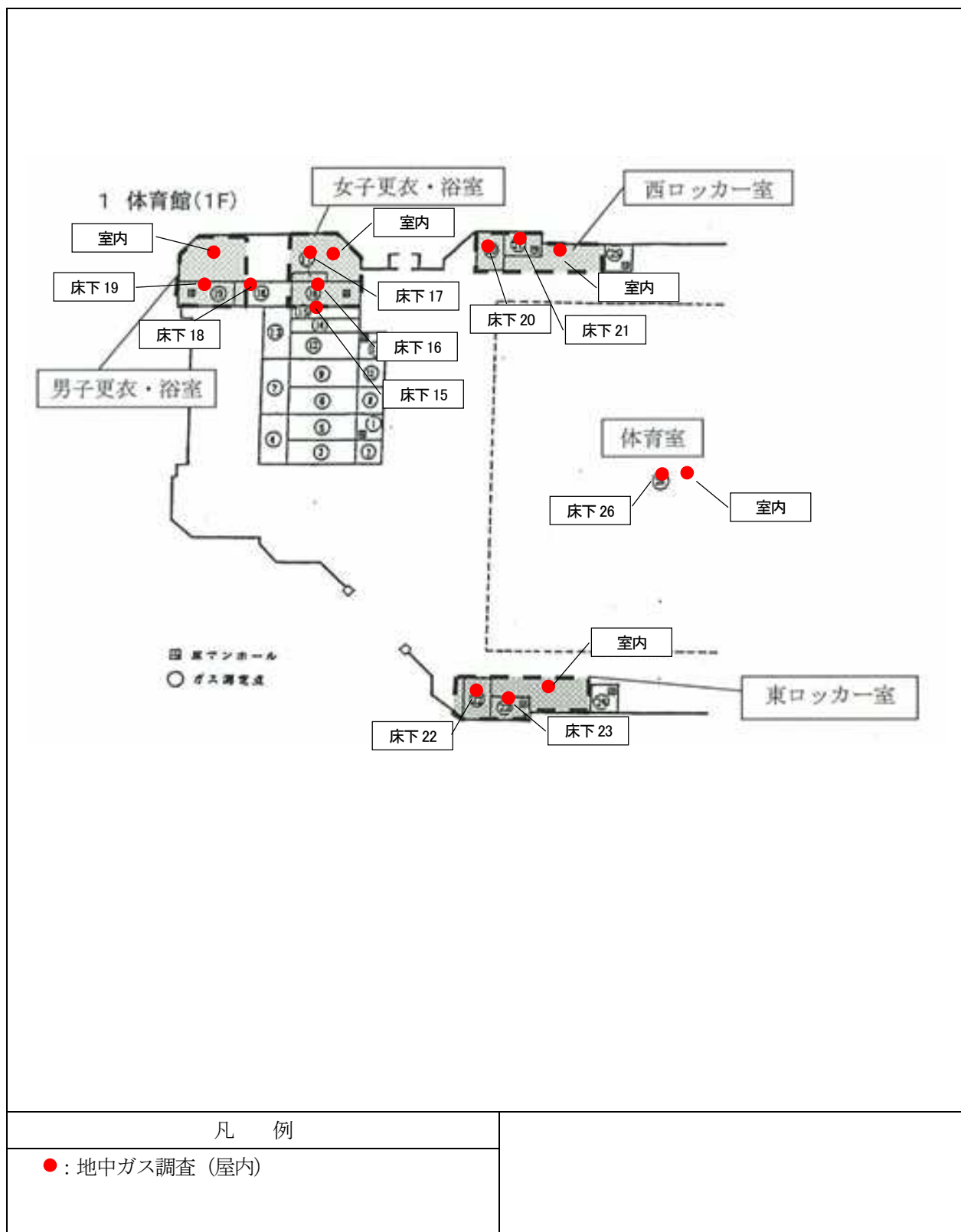


図 2-2. 地中ガス調査（屋内：体育館）地点位置図